

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく院内掲示事項

厚生労働大臣の定める掲示事項

当診療所は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている医療機関です。

掲示事項

1. 機能強化加算

当診療所は「かかりつけ医」として以下の取り組みを行っています。

- ①他の医療機関の受診状況及びお薬の処方内容を把握したうえで服薬管理を行います。
- ②健康診断結果や健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じて専門の医療機関をご紹介します。
- ③介護・保健・福祉サービスに関わるご相談に応じます。
- ④夜間休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

2. 医療情報取得加算

当事業所は、オンライン資格確認（マイナ保険証）が利用できる体制を整えています。オンライン資格確認により、診察室内にて必要な診療情報（受診歴や薬剤情報、特定健診情報等）を取得し、活用することでより質の高い医療の提供に努めています。

受診時の保険証確認はマイナ保険証にて確認させていただくこととなりますので、ご了承ください。

3. 医療DX推進体制整備加算

オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に活用できる体制を整備していること。また電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入し、医療DXに対する体制を確保していることを評価するものとなっています。

- ①オンライン請求をおこなっています。
- ② オンライン資格承認を行う体制を有しています。
- ③ 医師が電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室等で閲覧または活用出来る体制を有しています。
- ④ 電子処方箋を発行する体制については、現在発行できるよう対応中です
(経過措置：2026年3月31日まで)
- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用出来る体制について現在対応をすすめています。
(経過措置 2026年9月30日まで)
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用について実績を一定程度有しています。
- ⑦ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、医療機関の見やすい場所に掲示しています。
- ⑧ ⑦の掲示事項について原則としてウェブサイトに掲載しています。

4. 明細書の発行状況に関する事項

当診療所は、医療の透明化や患者様への情報提供をしていく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で自己負担のない方についても、明細書を無料で発行させていただきますので、希望される方は会計窓口にてお申し付け下さい

明細書には、使用した薬剤名称や検査等の項目の掲載がされますが、発行を希望されない方は、会計窓口にお申し出ください。

5. 一般名処方加算

薬剤の一般的名称を記載する処方せんを交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分に説明いたします。お薬についてのご質問は医師や薬剤師等、職員へお尋ねください。

6. 外来感染対策向上加算

当院では『外来感染対策向上加算』を算定しています。感染防止のため、患者様にはご不便をおかけすることもあるかと思いますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

- ①受診歴の有無にかかわらず、発熱その他の感染症を疑わせる疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の外来診療に対応します。そのため、必要に応じ感染症の疑われる患者様を専用の診療スペース、待機スペース、移動導線を確保して対応します。
- ②院内感染マニュアルを作成し、院内感染管理者(所長)を中心に、診療所全体で感染対策に取り組みます。
- ③院内感染対策の為の研修会（年2回）を実施し、スタッフ全体で情報共有し院内感染対策に取り組んでいます。
- ④抗菌薬の使用について厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用しています。
- ⑤院内感染対策について、北都留医師会との感染対策連携を取り、情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

7. 時間外対応加算

平日時間外、休診日は0554-45-0119(山梨県東部消防指令センター)へ電話をお願い致します。

※時間外対応加算の「時間外」とありますが、これは「時間外の対応について体制を整備している」ことに対する加算ですので、再診料を算定するすべての患者様が対象であり、ご来院される時間にかかわらず、すべての患者様に算定しております。

8. 生活習慣病管理料Ⅱ

令和6年度の診療報酬改定により、6月以降【特定疾患療養管理料】から【生活習慣病管理料】に移行します。高血圧症、脂質異常症および糖尿病を主病として通院されている患者様は、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事・運動に関する指導、検査結果等を記載した『療養計画書』を患者様の同意のもと作成し、より実効性のある疾患管理を行ってまいります。『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。当診療所では患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

9. 長期収載品の処方等又は調剤

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

2025年5月31日
共立診療所さるはし